



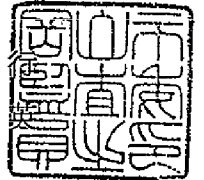
岡山市監査委員公表第29号

平成25年6月26日付けの住民監査請求に係る勧告に対する措置の通知が、岡山市長から平成25年7月23日付けであったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、これを公表する。

平成25年7月31日

岡山市監査委員
同

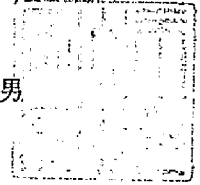
白 神 利
種 田 和



岡総第 291 号
平成25年 7 月 23日

岡山市監査委員 様

岡山市長 高谷 茂 男



岡山市職員措置請求の監査結果に係る市長に対する勧告に基づく措置について

平成25年6月26日付け岡監第101号による監査委員の勧告に基づく措置について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により下記のとおり通知す
る。

記

措置状況

- 1 ゆうあいクラブに対する平成23年度4月分の政務調査費に係る返還すべき額
50,000円については、現在、当該勧告がなされた経費と同趣旨である「平成22
年度政務調査費に関する不当利得返還請求事件（岡山地方裁判所平成24年（行ウ）第
15号）」が提訴されていることから、その判決内容を踏まえ必要な対応を行う。
- 2 ゆうあいクラブに対する平成23年度5月以降分の政務調査費に係る返還すべき額
3,121円については、会派から平成25年7月18日に全額自主返還された。この
ことにより、返還請求措置を講ずる必要はなくなった。

